

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような『万が一』の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

加入手続きは、どこで行うの？

国民年金の加入手続きは、市民生活課国民年金担当または大月社会保険事務所で、手続きをしてください。時間に余裕がなく、窓口までお越し頂けない場合は、郵送によりお手続き頂くこともできます。

毎月の保険料はいくら？

保険料(定額)は、月額14、100円です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付(合計48、000円)された場合の付加年金額は24、000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただく必要があります。

口座振替が便利でお得！

口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。

口座振替には、毎月の保険料が翌月

末に引き落としされる翌月末振替と、

毎月の保険料がその月の月末に引き落としされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。

例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して3、550円の割引(現金での1年前納は3、000円の割引)です。

保険料が払えないときは どうすればいいの？

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

若年者納付猶予制度とは？

学生納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少な

い若年層(20歳代で学生以外)の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

POINT1

若年者↓本人と配偶者の所得を審査
学生↓本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。学生の方は本人の所得がない場合に、学生納付特例の対象となります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができません

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態

が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻または子)の方は遺族基礎年金を受け取ることができません。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間などの 年金はどうなるの？

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

そこで、これらの期間の保険料は、10年以内(平成19年4月分は平成29年4月まで)であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっていきます(追納)。

追納する場合の保険料額は、猶予などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

手続・問合せ

山梨社会保険事務局 大月事務所

☎(22)5837

市民生活課 国民年金担当